

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	池田市国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険給付に関する事務・国民健康保険賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>(1) 国民健康保険法の規定及び国民健康保険条例等に基づき、資格(被保険者)情報の管理に関する事務、保険料の賦課・徴収管理に関する事務、給付管理に関する事務、保健事業に関する事務を行う。</p> <p>(2) 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>(i) 番号法の別表第二を基に、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>(ii) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>(3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に規定する公的給付の支給を実施する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項、121の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、95の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田市福祉部国保・年金課
②所属長の役職名	国保・年金課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	池田市総合政策部広報広聴課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	池田市福祉部国保・年金課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I-1 ②事務の概要	基き被保険者へ	基づき被保険者へ	事後	脱字の修正
平成28年6月1日	I-1 ②事務の概要	保険料の徴収方法の検討決定	保険料の徴収方法の変更決定	事後	誤字の修正
平成28年6月1日	I-7 請求先	広報広聴課	広聴文書課	事後	機構改革による変更
平成29年6月1日	I-1-1 ②事務の概要	給付事務については、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者へ給付処理等を行う事務である。(以下、省略)	給付事務については、国民健康法の規定に基づき資格の得喪・変更の事務処理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の関係証を交付する。また、高額療養費等申請により被保険者へ給付処理等を行う事務である。(以下、省略)	事後	精査による変更
平成29年6月1日	I-1-1 ③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
平成29年6月1日	I-4-2 法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、4の項、(以下、省略)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、(以下、省略)	事後	精査による変更
平成30年6月1日	I-5-2 所属長	国保・年金課 課長 綿谷 憲司	国保・年金課 課長 加藤 正浩	事後	人事異動による変更
平成30年6月1日	I-1-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(国保集約)システム	事後	国保広域化による
令和2年6月1日	I-1 ②事務の概要	給付事務については	(1)給付事務については	事前	
令和2年6月1日	I-1 ②事務の概要	資格(被保険者)情報の管理に関する事務	(i)資格(被保険者)情報の管理に関する事務	事前	
令和2年6月1日	I-1 ②事務の概要	保険料の賦課・徴収管理に関する事務	(ii)保険料の賦課・徴収に関する事務	事前	
令和2年6月1日	I-1 ②事務の概要	給付管理に関する事務	(iii)給付管理に関する事務	事前	
令和2年6月1日	I-1 ②事務の概要	-	(2)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 (i)番号法の別表第二を基に、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 (ii)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等	事前	
令和2年6月1日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(国保集約)システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム	事前	
令和2年6月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一30の項	番号法第9条第1項 別表第一30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	I-4 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、95の項、97の項、106の項、109の項、120の項	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、95の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 附則第6条第4項 (利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	I-5 ②所属長	国保・年金課 課長 石井 伸之	国保・年金課 課長	事前	
令和2年6月1日	I-7 請求先	池田市市長公室広聴文書課	池田市市長公室市政相談課	事前	
令和2年6月1日	II-1 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	
令和2年6月1日	II-2 取扱者数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	
令和3年6月1日	II-1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事前	
令和3年6月1日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	I-4 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号	・情報提供の根拠 番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I-1 ②事務の概要	(1) 給付事務については、国民健康保険法の規定に基づき資格の得喪・変更の事務処理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の関係証を交付する。また、高額療養費等申請により被保険者へ給付処理等を行う事務である。 賦課徴収については、国民健康保険法の規定及び国民健康保険条例等に基づき、賦課決定及び徴収を行う事務である。 特定個人情報ファイルは国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に使用する。	(1) 国民健康保険法の規定及び国民健康保険条例等に基づき、資格(被保険者)情報の管理に関する事務、保険料の賦課・徴収管理に関する事務、給付管理に関する事務、保健事業に関する事務を行う。	事前	
令和5年4月1日	I-1 ②事務の概要	(i) 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の国民健康保険の被保険者となる。(国保法第5条) ただし、国保法第6条各号に該当する者は市町村が行う国民健康保険の被保険者としないとされるが、その対象が無くなった場合は、現住所において加入の手続きを行う必要がある。 上記に基づき、以下の事務を行う。 ・転入等による資格取得届の受理、確認 ・被用者保険の喪失による資格取得届の受理、確認 ・転出による資格喪失届の受理、確認 ・被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認及び交付 (ii) 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないこととされている(国保法第76条)。これに基づき、以下の事務を行う。 ・保険料の算定のための所得の把握 ・保険料の賦課 ・保険料の徴収方法の変更決定 ・保険料決定(更正)通知書等の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請受理及び判定 ・保険料の徴収		事前	
令和5年4月1日	I-1 ②事務の概要	-	(3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に規定する公的給付の支給を実施する。	事前	
令和5年4月1日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項、121の項	事前	
令和5年6月1日	I-7 請求先	池田市市長公室市政相談課	池田市総合政策部広報広聴課	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム、サービス検索・電子申請機能	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	